

平成20年8月30日

監督・選手の皆さんへの緊急連絡

(航空機への空気銃搭載について)

(社) 日本ライフル射撃協会

この度、関係する航空会社(ANA、JAL)との間で、空気銃、空気けん銃(以下「空気銃」)を航空輸送する際の航空法に基づく安全確認作業について下記のとおり申し合わせました。

内容的には、航空機に空気銃を搭載する場合、航空会社の手荷物カウンターにおいて空気銃や圧縮空気等のシリンダーの安全確認がなされてからでないと搭載できないということです。

したがって、遅滞なく搭乗手続きをするために、銃及びシリンダーに圧縮空気や圧縮炭酸ガスの残留が無い状態にしてから、空港に移動するようにしてください。

記

1. 圧縮空気等のシリンダー使用の空気銃の場合

★ 専用のシリンダーに、圧縮空気や圧縮炭酸ガスの残留がないこと。

【空港での確認手順】

A: メーターがついているシリンダーについては、メーターが「0」であれば、残留なしと認められる。

メーターが「0」でなかった場合は、ガス放出器具(被確認者側で持参)でガスを抜き、残留がないことを確認してもらう。

B: メーターがついていないシリンダーについては、ガス放出器具(被確認者側で持参)でガスを抜き、残留がないことを確認してもらう。

2. 1発分の空気を圧縮させて発射するバネ式・ポンプ式空気銃の場合

★ 空気銃本体には圧縮空気の残留はないものとみなされる。

「以上」